

# 酒々井町障害者活躍推進計画

酒々井町

令和2年3月

## 1 計画策定にあたり

### (1) 策定趣旨

平成30年に国の機関及び地方公共団体の機関（以下「公務部門」という。）の多くの機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかになりました。民間の事業主に率先垂範する観点からも公務部門においては法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用を継続的に進めることが重要です。

こうしたことを踏まえ、令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正され、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する計画、「障害者活躍推進計画」を作成することとなりました。

障害者の活躍とは、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、すべての障害者とその障害特性や個性に応じて活躍できるよう、町全体で取り組むことが重要です。

酒々井町では本計画のもと、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりを推進します。

(2) 機関名                      酒々井町

(3) 任命権者                  酒々井町長

(4) 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

## (5) 課題

酒々井町においては平成30年に公務部門における障害者任免状況通報書の内容について再点検を行ったところ、国等で見られた障害者の範囲の不適切な状況はなかったものの、職員の範囲に一部誤りが見られました。なお、この誤りによって法定雇用率が未達成となることはありませんでした。

現在も法定雇用率(2.5%)は達成しているものの、令和3年4月までに法定雇用率が0.1%に引き上げられ2.6%となります。その後も令和5年4月1日までにさらなる法定雇用率見直しが検討される予定となっています。

計画終期までに法定雇用率及び実雇用率を達成するために、町全体でのハード面及びソフト面での環境整備や各種取り組みが必要となります。

## 2 障害者雇用等の状況

### (1) 採用に関する目標

#### ①現状(令和元年6月1日現在)

法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	障害者の 職員数	実雇用率	法定 雇用率	不足数
198名	4名	2.02%	2.50%	0名

※障害者任免状況通報書(令和元年6月1日現在)より

#### ②目標

令和6年6月1日時点の実雇用率を法定雇用率以上とすることを目標とする。

項目	実雇用率	目標（期限）
障害者雇用率	2.02% (令和元年6月1日)	2.6% (令和6年6月1日)

(評価方法)

障害者任免状況通報書により把握・進捗を管理します。

## (2) 職場定着に関する目標

### ①現状

○常勤一般職の過去10年間離職者 0名

○非常勤一般職の過去5年間離職者 0名

※定年退職者及び任期満了による退職を除く

### ②目標

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

(評価方法)

障害者任免状況通報時に前年度採用者を中心に定着状況を把握・進捗管理します。

## 3 障害者活躍推進に向けた取り組み

### (1) 障害者の活躍を推進する体制整備

①障害者雇用推進者として総務課長を選任します。

②現在は障害者職業生活相談員の選任義務（5名以上の障害者を雇用）はありませんが、障害者である職員の相談窓口を総務課総務班に設置し、相談者の意向等を

踏まえ、必要に応じて産業医との連携を図ります。

- ③採用に関する目標達成時には障害者職業生活相談員を選任する必要があるため、選任に備えて人事担当職員を障害者職業生活相談員資格認定講習に受講させることとします。

## (2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ①勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合には、不安なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。
- ②第1次評価者との人事評価面談時に、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて業務の再検討を行います。

## (3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ①相談窓口への相談のほか、人事評価による面談の際に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。
- ②措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- ③今後の募集・採用にあたっては、厚生労働省作成の「障害者差別禁止指針」を踏まえたうえで合理的配慮を講じながら対応いたします。
- ④採用後も各研修や人事異動を通じてキャリア形成を推進します。

## (4) その他

- ①会計年度任用職員についても常勤一般職員と同様とします。

②国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく

障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。